

## 北九州市上下水道局調査等業務委託実施要領（水道事業）

（趣旨）

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、北九州市上下水道局が発注する水道事業に関する工事に係る調査、測量、設計業務委託（以下「調査等業務委託」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、調査等業務委託とは、次の各号に定めるものをいう。

- （1） 調査とは、地質等の調査
- （2） 測量とは、用地等の測量
- （3） 設計とは、設計書の作成等の設計

（検査）

第3条 この調査等業務委託に係る検査員は、1件の業務委託料が1,500万円以下については当該担当課長を、1件の業務委託料が1,500万円を超えるものについては当該担当部長をもって充てる。

（準用規定）

第4条 調査等業務委託については、北九州市上下水道局工事施行規程第4条から第10条まで、第12条第1項から第3項まで及び第13条から15条までを準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規定の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第4条、第6条、第7条 第8条、第12条第1項、第2項及び第3項、 第13条、第14条第1項及び第2項	請負人	受注者
第4条第1項、第7条、 第8条、第9条、第10条 第12条第1項、第15条	工 事	委託業務
第4条第1項、第7条、 第8条第1項	施 工	履 行
第5条	発注する工事	委託業務
	施 工 上	履 行 上
	工事の円滑な施工	委託業務の円滑な履行

第9条	工 期	履行期間
第12条	14 日	10 日

付 則

この要領は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。